

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒171-0021

東京都豊島区西池袋4丁目3番12号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-0666

FAX: 03-3982-2913

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を *Facebook* <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

第1回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム開催される

厚生労働省では、障害福祉サービス等に係る報酬について、客観性・透明性の向上を図りつつ、次期改定に向けた検討を行うため、厚生労働大臣政務官を主査、社会・援護局障害保健福祉部長を副主査とする「障害福祉サービス等報酬改定チーム」(以下、「検討チーム」という。)を開催し、アドバイザーとして有識者の参画を求め、公開の場で検討を行うことを目的に、第1回会議が8月29日に全国都市会館大ホールにおいて開催された。

これまで報酬改定検討チームは3年毎の見直しの前年度に設置されていたが、今回より常設されることとなり、30年度の改定の際に示された今後の主な課題等として挙げられた13項目の事項等について各種調査・研究を活用し、実態把握等を行う事を目的としている。

検討会の進め方としては、平成31年10月から実施される新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)に基づいた新たな処遇改善等についての議論を行うとともに、平成31年10月の消費税率10%への引き上げを見据えた報酬改定の検討を行ない、平成31年2~3月を目途に障害福祉サービス等報酬改定内容を決定する予定だ。

以下、平成30年度報酬改定を踏まえた今後の課題及び次期改定に向けた検討についての概要、2021年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた各調査のスケジュール及び平成30年10月に実施される障害福祉サービス等改定検証調査(平成30年度調査)の主な調査項目を一部抜粋して報告する。

※「平成31年度障害保健福祉部概算要求の概要」については別紙の通り

次期障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討の進め方について(案)

平成30年

- | | | |
|-----|------|---------------------------------|
| 第1回 | 8月 | 障害福祉サービス等報酬改定検証調査(平成30年度)について議論 |
| 第2回 | 10月頃 | 障害福祉サービス等従事者の処遇改善等について議論 |
| 第3回 | 11月頃 | 障害福祉サービス等に関する消費税の取扱い |
- <平成31年度政府予算編成>

平成30年

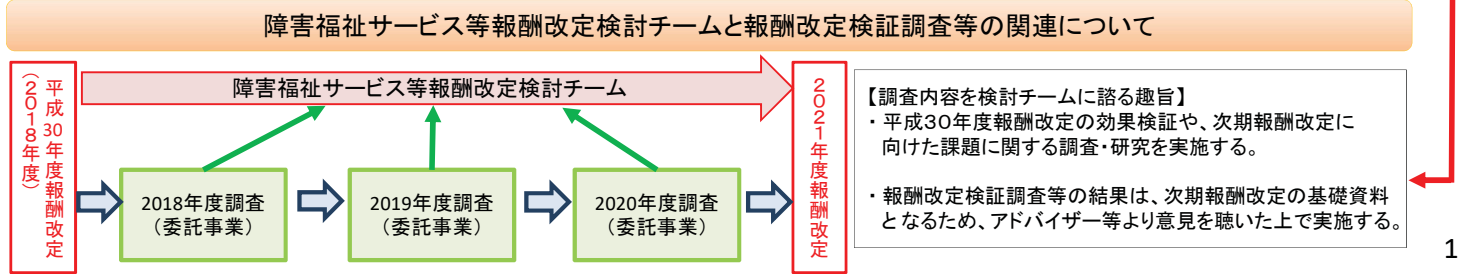
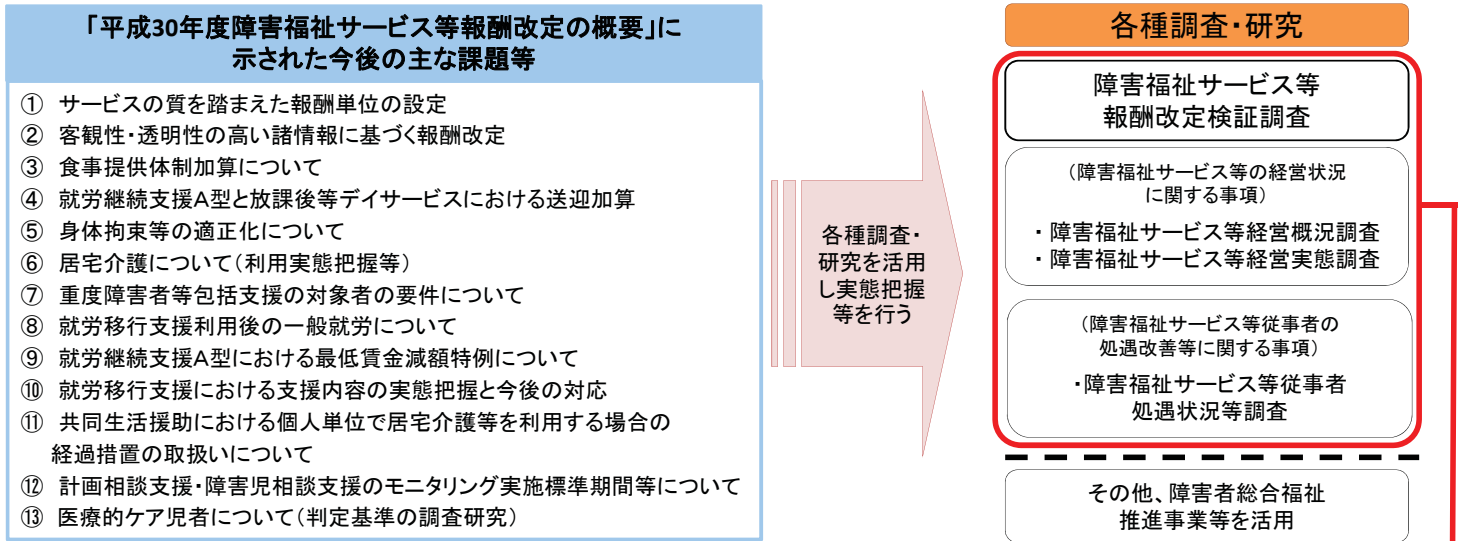
- | | |
|------|--------------------|
| 12月頃 | 障害福祉サービス等報酬改定内容の決定 |
|------|--------------------|

平成31年

- | | |
|-------|--------------------|
| 2~3月頃 | 障害福祉サービス等報酬改定内容の決定 |
| 10月 | 障害福祉サービス等報酬改定 |

平成30年度報酬改定を踏まえた今後の課題及び次期改定に向けた検討

○「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」において検討が必要とされた事項等について、以下の形で整理する。



2021年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた各調査のスケジュール(案)

	2018(平成30)年度	2019(平成31)年度	
報酬改定検証調査	<p>【調査事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問系サービスの支援の実態調査 ・ 地域生活支援拠点等の整備に関する実態調査 ・ <u>生活介護のあり方に関する実態調査(改定概要①②)</u> ・ <u>共同生活援助(グループホーム)における「個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置」の利用状況に関する調査研究(改定概要⑩)</u> ・ 相談支援専門員の担当件数の実態把握及び標準担当件数の妥当性に関する調査研究 ・ <u>就労移行支援及び就労継続支援サービスの提供実態に関する調査研究(改定概要⑧⑨)</u> 	<p>【調査事項(予定)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>生活介護における支援に関する実態調査(改定概要①②)</u> 	等
総合福祉推進事業	<p>【厚労科研】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>総合支援法の見直しに向けたサービスの実態の把握及びその効果の検証のための研究(改定概要⑦)</u> ※ 重度障害者等包括支援の利用実態等 ・ <u>障害福祉サービス等報酬における医療的ケア児の判定基準確立のための研究(改定概要⑬)</u> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>【厚労科研(予定(研究名等は仮称))】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>総合支援法の見直しに向けたサービスの実態の把握及びその効果の検証のための研究(改定概要⑦)</u> ※ 重度障害者等包括支援の利用実態等 ・ <u>計画相談支援・障害児相談支援におけるモニタリング標準期間の見直しに伴う効果・影響の検証(改定概要⑫)</u> <p style="text-align: right;">等</p>	等
等	<p>【総合福祉推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>食事提供体制加算等に関する実態把握(改定概要③④)</u> ・ <u>障害者虐待の未然防止等に関する研究(改定概要⑤)</u> ・ <u>居宅介護の支援の実態調査(改定概要⑥)</u> ・ <u>就労移行支援事業所における効果的な支援と就労定着支援の実態及び課題に係る調査研究(改定概要⑩)</u> ・ <u>グループホームを利用する障害者の生活実態に関する調査研究</u> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>【総合福祉推進事業(予定(研究名等は仮称))】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>居宅介護の支援の実態調査(改定概要⑥)</u> <p style="text-align: right;">等</p>	等

2021年度障害福祉サービス等報酬改定の概要取りまとめ

障害福祉サービス等報酬改定検証調査(平成30年度調査)の概要

1. 調査の目的

時期報酬改定に向け、障害福祉サービス等報酬改定チームにおいて検討が必要とされた事項や、平成30年度報酬改定の効果検証に必要な事項等について調査を行い、各サービスの提供実態等を把握することを目的とする。

2. 実態調査

①訪問系サービスの支援の実態調査

<主な調査項目>

*事業所調査

- ・訪問系サービス共通項目(利用者の属性：障害種別、在宅/施設入所、年齢区分、障害の程度等)
- ・居宅介護(平成30年度報酬改定で減算を設けた初任者研修終了者が居宅介護計画を作成している件数等)
- ・重度訪問介護(事業所における従事者の種別ごとの役割や支援内容、新人のOJTや担当の交代時の引継ぎに要する時間等)
- ・同行援護(事業所における従事者の種別ごとの役割や支援内容、サービス提供の質の向上に係る事業所の取組状況)
- ・行動援護(サービス提供の質の向上に係る事業所の取組状況)

*市町村調査

- ・各サービスの支給決定時間(サービス提供時間)

②地域生活支援拠点等の整備に関する実態調査

<主な調査項目>

- ・整備状況
- ・整えるのが特に困難な機能(相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)
- ・整備類型(多機能拠点整備型、面的整備型 等)
- ・独自に付加している機能の具体的な内容
- ・平成30年度以降に強化・充実を図る予定の機能の内容
- ・整備における課題
- ・整備までのプロセス 等

③生活介護のあり方に関する実態調査

<主な調査項目>

- ・多種多様な支援の提供状況について、障害者支援区分・障害者種別別・時間別・定員規模別等を軸に、一定の傾向があるかどうか分析を行うための項目
- ・質の向上を図る観点から、生活介護事業所における多種多様な行為(支援)別に、障害特性を踏まえた機能(サービス等利用計画に位置付けられた支援の目的等)の内容等

④共同生活援助(グループホーム)における「個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置」の利用状況に関する調査研究

<主な調査項目>

*共同生活援助事業所に対する調査

- ・利用者について(障害支援区分、重度障害者支援加算の対象の有無)
- ・生活支援員の配置について(通常の職員配置、経過措置利用時の職員配置)

- ・個人ヘルパーを派遣する事業者について(居宅介助事業者及び重度訪問介護事業者の名称・所在地、利用者ごとの派遣日数)

＊居宅介護・重度訪問介護事業所に対する調査

- ・利用者の支給決定の区分(居宅介護の区分、重度訪問介護の区分)
- ・利用者の支給決定の支給量
- ・派遣日ごとの支援時間、報酬算定

⑤相談支援専門員の担当件数の実態把握及び標準担当件数の妥協性に関する調査研究

＜主な調査項目＞

- ・相談支援専門員の基本情報(雇用形態、経験年数 等)
- ・相談支援専門員1人当たりの平均担当件数(サービス等利用計画/障害児支援利用計画の別、計画作成件数/モニタリングの別 等)
- ・計画作成、モニタリングに関する詳細調査(利用者特性(障害種別・障害支援区分・強度行動障害の別・医療的ケア児の別・年齢区分等)、居宅までの移動距離 等)

⑥就労移行支援及び就労継続支援サービスの提供実態に関する調査研究

＜主な調査項目＞

- ・基本情報(法人別、事業の実施形態、利用定員、実利用者数、障害種別の実利用者数 等)
- ・報酬改定前後の事業変更の状況、サービス提供の拒否の状況、一般就労への移行者数・定着者数、賃金月額・工賃月額の状況
- ・サービス終了者の状況(終了者の行先、職種、一般就労した者の雇用形態・勤務形態・月額の平均賃金額 等)
- ・就労継続支援A型における最低賃金減額特例の適用者の状況(適用者数、適用期間、障害種別、賃金月額、労働時間数、一般就労への移行者数、定着者数 等)

▽詳しくはこちら▽

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000167016_00001.html

障害者雇用3,460人水増し 27機関で不適切算入

障害者の雇用数を中央省庁が水増ししていた問題で、政府は8月28日、国の33行政機関を対象とした昨年6月1日時点の再調査結果を公表した。27機関で計3,460人の障害者数の不適切な算入があり、平均雇用率は従来調査から1.19%に半減した。27機関で当時の法定雇用率2.3%に届いていなかった。障害者雇用の旗振り役となる国の約8割の機関で、水増しが広がっていた深刻な事態となった。

菅義偉官房長官は8月28日午前の会見で「障害のある方の雇用や活躍の場の拡大を民間に率先して進めていく立場としてあってはならないことと重く受け止めており、深くおわび申し上げます」と謝罪した。

再調査結果は、この日午前にあった政府の関係閣僚会議で示された。菅官房長官は、弁護士らによる経緯や原因の検証チームを設置するとともに、水増しが相次いで発覚している地方自治体の全国調査の実施を表明。10月中に再発防止策をとりまとめるとした。加藤勝信厚生労働相はこの日の閣議後会見で、原因について「故意か誤解によるものかは今の段階では把握できていない」と話した。

再調査の結果、最も水増しが多かったのは、国税庁で1022.5人。雇用率は2.47%から0.67%に下がった。国土交通省の603.5人、法務省の539.5人が続いた。雇用率はそれぞれ2.38%から0.70%、2.44%から0.80%になった。制度を所管する厚労省でも不適切な算入があったが、法定雇用率は達成していた。

厚労省が従来公表していた調査では、障害者の雇用者数は計約6,900人で、平均雇用率は2.49%だった。33機関のうちで法定雇用率を達成できなかったのは1機関だけとしていた。

国や地方自治体、企業などには従業員の一定割合（法定雇用率）以上の障害者を雇用する義務がある。雇用率に算入できる障害者は厚労省がガイドラインで定めており、原則、身体障害者手帳、知的障害者の療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人などとしている。

8月28日の閣議後会見では水増しの理由について、国税庁を所管する麻生太郎財務相は「（算入できる障害者の範囲について）解釈の仕方が違っていたことに端を発している」、石井啓一国交相は「ガイドラインを幅広くとらえて計上した」などと弁明した。

今回の水増しは、5月に財務省から雇用率に算入できる対象範囲について厚労省に問い合わせがあったことをきっかけに疑いが浮上。厚労省が6月20日に再調査を各機関に指示していた。

今回の問題をうけ、立憲民主党の辻元清美国会対策委員長は8月28日日午前、自民党の森山裕国対委員長と国会内で会談し、衆院厚労委員会の閉会中審査を求めた。辻元氏は「障害者団体や専門家を参考人として呼び、声を聞くべきだ」と主張。森山氏は実態説明になお時間がかかると慎重だったが、厚労委の開催については与野党の筆頭理事同士で話し合うとした。

未達成企業293億円納付 省庁は罰則なし ～障害者雇用

一定以上の障害者を雇っていない企業に負担を求める「障害者雇用納付金制度」に基づき、平成29年度に企業が国に支払った納付金が293億円に上ることが8月28日に分かった。制度を所管する高齢・障害・求職者雇用支援機構によると、障害者雇用の基準を満たさなかった企業から納付された293億円のうち、227億円が基準を上回った企業に調整金などとして支給された。

民間企業は障害者雇用の基準を満たさないと罰金の形で納付金が求められる。一方、水増し雇用が発覚した中央省庁などには罰則がなく、官民の間で不公平感が広がりそうだ。

同制度では、従業員100人超の企業を対象に障害者雇用率が2.2%に満たない場合、不足する障害者数1人につき月額4万～5万円の納付を義務付けている。2.2%を超える障害者雇用に対しては、1人当たり月額2万7000円を企業に支給している。作業施設の改善など障害者雇用で生じる追加的な経済負担について、基準を満たしていない企業との間で調整するのが狙いだ。

* 障害者雇用制度 *

障害者雇用促進法(昭和35年施行、後に改正)に基づき、障害者を一定割合以上雇用することを義務付けた。障害者が自立できる社会を築くことが目的で、従業員全体に占める障害者の雇用目標割合を「法定雇用率」と規定する。今年4月現在、民間企業は2.2%、国・地方公共団体は2.5%、都道府県教育委員会は2.4%。達成できない企業から納付金を徴収し、達成企業に助成金を支給する。

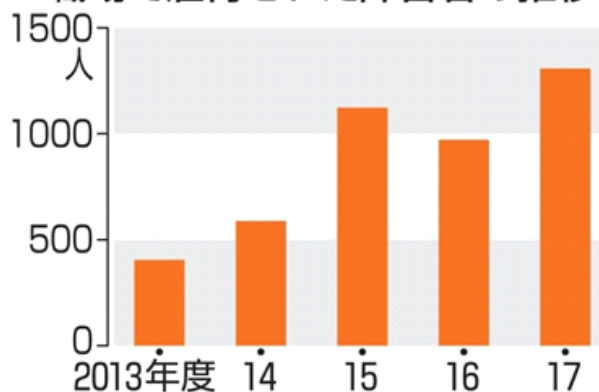
職場での障害者虐待が過去最多1,300人超

職場で雇用主や上司から虐待された障害者が、平成29年度は597事業所で1,308人になったことが8月22日、厚生労働省のまとめで分かった。人数は平成28年度に比べ34.6%増加。年度を通じて調査を始めた平成25年度以降、人数、事業所数ともに最多となった。

通報件数も増えており、1,483事業所、2,454人といずれも過去最高。厚労省は「心理的虐待に当たるいじめや嫌がらせは一般の労働者でも相談が増えており、社会全体の問題意識が高まっているのではないかとしている。

虐待の種類別(一部重複)では、最低賃金を下回る時給で働かせるなどの経済的虐待が1,162人で最も多かった。

職場で虐待された障害者の推移



災害義援金 受領のご報告

このたびは、災害義援金を賜りありがとうございます。

皆様方のあたたかいご支援に心より御礼申し上げます。

※ご送金いただきました御名義で掲載しています

平成30年8月8日	杉並区肢体不自由児者父母の会様	¥30,000-
平成30年8月13日	奈良県肢体不自由児者父母の会連合会様	¥45,533-
平成30年8月10日	新宿区肢体不自由児者父母の会様	¥30,000-
平成30年8月15日	練馬区肢体不自由児者父母の会様	¥30,000-
平成30年8月16日	徳島県不自由児者父母の会連合会様	¥50,000-
平成30年8月21日	武蔵野市肢体不自由児者父母の会様	¥10,000-
平成30年8月23日	品川区肢体不自由児者父母の会様	¥10,000-
平成30年8月27日	福井県肢体不自由児者父母の会連合会様	¥30,000-

小計 ¥235,533-

平成30年8月31日現在 合計 ¥982,738-

***愛媛県肢連より**

災害報告と御礼

愛媛県肢体不自由児・者父母の会連合会
会 長 渡 部 坂 嘉

7月の西日本豪雨被害では全国の皆様に御心配をお掛けし、また過大な義捐金まで頂戴し、全国各県肢連の皆様心より感謝を申し上げます。

今回の被害については愛媛、広島、岡山共に今まで経験のない甚大な被害で、愛媛においてはダム放流問題もあり今まで経験のない被害がありました。特に被害の大きかった大洲市で、愛媛県肢連大洲地区父母の会会長津田芳憲氏宅も、過去2回洪水の被害を受けたが今回の水害は深刻で、深い所で4mの洪水により床上浸水し、家財道具や永年保管していた会の資料、パソコン、プリンター等全て水没流出しました。

今回被害を受けた障がい者家族の皆さんにお聞きした所、涙が出るほどうれしかったことは北海道から2日かけてお風呂を設置にきてくれた自衛隊の皆様、また各市町から応援のネーム入りの給水車を見た時、全国からの警察、消防、ボランティアの活躍を見た時、みなさん感激で涙が出たそうです。日本人の絆を感じたそうです。私達も同じ県民として同じく心から感謝の気持ち一杯でした。

愛媛では死者26名、行方不明2名の人的被害があり、高級ミカンで有名な吉田町のミカンは壊滅的な被害を受け商品として出せるには10年はかかると言われています。

その他ライフライン、ゴミ、道路、家屋、等の被害について国をあげての支援を必要とする程被害甚大ですが、災害救助法も適用され約4,200億円の財源を当面の復旧支援に充てるなど国をあげての取り組みが始まっています。ご支援頂いた全国の皆様に心より感謝を申し上げます。

最近の災害地で問題になっている災害弱者の対応について、愛媛でも今後の検討の余地を残しました。障がい者個々の対応について上手く機能しなかった事、災害情報の共有化の問題等、団体として今後の平時の対応、対策について検証し意見を具申し今後に反映していく所存です。

平成32年度(2020年)全国大会宮崎大会開催日程について

平成32年度(2020年)全国大会宮崎大会(第36回九州ブロック大会)の日程が下記の通り決定しましたのでお知らせします。他のブロック大会日程への配慮をお願いします。

*日 程：平成32年(2020年)9月19日(土)～20日(日)

*会 場：宮崎市民プラザ オルブライトホール(予定)

宮崎県宮崎市橘通西1丁目1-2

事務局長交代及び事務局連絡先変更のお知らせ

○福岡県肢体不自由児者福祉連合会 (平成30年8月28日付)

前：事務局長 林田 悠紀子氏 → 新：事務局長 長野 陽子氏

新：電話番号&FAX 092-741-8271

2019年度 第73回「児童週間」標語募集のお知らせ

子ども達が健やかに育つこと、これは社会の宝である子ども達に対する国民全体の願いであり、すべて子どもが家庭や地域において豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって、未来の担い手として個性豊かに逞しく育っていただけるような環境・社会を作っていくことが重要です。

戦後間もない昭和22年から、未来の担い手である子どもたちが夢と希望を持って暮らせるように、という願いを込めてはじまった児童福祉週間は、2019年で73回目を迎えます

児童福祉週間では、子どもの健やかな成長を国民全体で考える取り組みが、全国各地で開かれる予定であり、その象徴となる2019年度児童福祉週間の標語を募集します。最優秀作品は 全国各地で行う広報・啓発活動などで活用します。

■募集期間：平成30年9月1日(土)～10月20日(土)

■募集内容：元気で頑張る子ども達を応援する標語や未来に向けての子ども達からのメッセージとなる標語

■主催者：厚生労働省、(社福)全国社会福祉協議会、(公財)児童育成協会

■応募方法：①ハガキ・封書またはFAXによる応募

※作品は直接持ち込んでいただいても構いません。

②インターネットによる応募

(公財)児童育成協会のHP内の応募フォームから応募

<http://www.kodomo-shiro.or.jp/jigyohyougo>

■問合せ先：(公財)児童育成協会「標語募集」係

〒150-0011 東京都渋谷区東2-22-14 □ゼ氷川6階

☎03-3498-4592 FAX03-3797-5676

▽詳しくはこちら▽

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000175261_00003.html

*訃報

福岡県肢体不自由児者福祉連合会 事務局長 林田 悠紀子氏におかれましては、かねてより病氣療養中のところ平成30年8月17日に永眠されました。(享年78歳) 通夜、告別式においてはご家族、近親者で執り行われました。

これまでのご尽力に敬意を表しますとともに、心よりご冥福をお祈りいたします。

9月の行事予定

7日(金)～8日(土)	関東甲信越ブロック地域指導者育成セミナー	栃木県 宇都宮市
10日(月)	第2回全肢連常任委員会	参議院議員会館
22日(土)～23日(日)	第38回東北ブロック大会	いこいの村岩手
27日(木)	はげみ編集委員会	日肢協 会議室
28日(金)	肢体不自由児・者の美術展第2回運営委員会	日肢協 会議室
28日～10月3日	韓国脳性麻痺福祉代表団来日	函館・札幌
29日(土)～30日(日)	第51回全肢連全国大会函館大会	函館アリーナ
	第31回北海道ブロック福祉大会	//

平成31年度 障害保健福祉部概算要求の概要

◆予算額

(30年度予算額) (31年度要求額) (対前年度増▲減額、伸率)
 1兆8,648億円 → 1兆9,937億円 (+1,289億円、+6.9%)

◆障害福祉サービス関係費 (自立支援給付費+障害児措置費・給付費+地域生活支援事業費等)

(30年度予算額) (31年度要求額) (対前年度増▲減額、伸率)
 1兆3,810億円 → 1兆4,963億円 (+1,153億円、+8.3%)

【主な事項】 ※括弧内は30年度予算額

- 良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保 (P2) 1兆4,426億円(1兆3,317億円)
- 地域生活支援事業等の拡充【一部新規】(P2) 537億円(493億円)
- 障害福祉サービス提供体制の整備(P2) 104億円(72億円)
- 障害者支援施設等におけるロボット等の導入支援【新規】(P3) 2.7億円
- 芸術文化活動の支援の推進(P5) 3.7億円(2.8億円)
- 障害者自立支援機器の開発の促進【一部新規】(P5) 1.8億円(1.5億円)
- 視覚障害者等の読書環境の向上【一部新規】(P5) 3.9億円(1.8億円)
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【一部新規】(P6) 5.8億円(5.6億円)
- 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進【一部新規】(P7) 5.0億円(4.1億円)
- 障害者に対する就労支援の推進(P8) 1.4億円(1.2億円)
- 依存症対策の推進【一部新規】(P9) 8.1億円(6.1億円)



1 障害福祉サービス等の確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進 **1兆9,711億円(1兆8,419億円)**

○ 障害福祉サービス等の確保、地域生活支援等

(1) 良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保

① 障害児・障害者に対する良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保

1兆4,426億円(1兆3,317億円)

うち障害児支援関係 2,787億円(2,320億円)

障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスや障害児支援を総合的に確保する。

② 障害福祉サービス等報酬改定【事項要求】

障害福祉人材の処遇改善及び消費税率引上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定については、予算編成過程で検討する。

③ 幼児教育の無償化への対応【事項要求】

就学前の障害児の発達支援等の無償化については、予算編成過程で検討する。

(2) 地域生活支援事業等の拡充【一部新規】 **537億円(493億円)**

意思疎通支援や移動支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、地域の特性や利用者の状況に応じ、事業の拡充を図る。また、地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として位置付け、質の高い事業実施を図る。

(3) 障害福祉サービス提供体制の整備(社会福祉施設等施設整備費)

104億円(72億円)

障害者等の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、就労移行支援事業等を行う日中活動系事業所やグループホーム、障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備を促進するとともに、防災体制等の強化を推進する。

(4) 障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供

2,493億円(2,452億円)

心身の障害の状態を軽減し、自立した日常生活等を営むために必要な自立支援医療(精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療)や障害児入所施設等を利用する者に対する医療を提供する。また、自立支援医療の利用者負担のあり方については、引き続き検討する。

(5) 特別児童扶養手当、特別障害者手当等 1,672億円(1,637億円)
特別児童扶養手当及び特別障害者手当等の支給を行う。

(6) 障害者支援施設等におけるロボット等の導入支援【新規】 2.7億円
障害福祉の現場におけるロボット技術の活用による介護業務の負担軽減等を図るなど、障害福祉分野における生産性向上を推進するため、ロボット技術を施設・事業所へ導入する費用を助成する。

(7) 障害児・障害者虐待防止、権利擁護などに関する総合的な施策の推進

① 障害者虐待防止の推進【一部新規】

地域生活支援事業等(537億円)のうち8.2億円(4.9億円)

都道府県や市町村で障害児・障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、専門性の高い職員による家庭訪問や相談等の取組を充実するとともに、地域の関係機関の協力体制の整備、関係機関職員への研修等の実施、障害児・障害者虐待の通報義務等の制度の周知を図ることにより、支援体制を強化する。

② 障害児・障害者虐待防止・権利擁護に関する人材養成の推進

13百万円(14百万円)

国において、障害児・障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修等を実施する。

③ 成年後見制度の利用促進のための体制整備

地域生活支援事業等(537億円)の内数

成年後見制度の利用に要する費用の補助や法人後見に対する支援等を行うことにより、成年後見制度の利用促進を図る。

(8) 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援 10億円(10億円)

重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高いこと等により訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている市町村に対する補助事業について、小規模な市町村に重点を置いた財政支援を行う。

(9) 強度行動障害を有する者の支援を行う職員の育成

地域生活支援事業等(537億円)の内数

強度行動障害を有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を進めるため、都道府県による強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)を実施する。

(10) 医療的ケア児に対する支援【一部新規】

94百万円(1.8億円)及び地域生活支援事業等(537億円)の内数
医療的ケア児による保育園等の利用を促進するモデル事業を実施するとともに、ICTを活用し、外出先でも適切な医療を受けられる体制の整備を図る。

また、市町村における医療的ケアの協議の場の設置や医療的ケア児等コーディネーターの配置を促進する。

(11) 教育と福祉の連携の推進【新規】

3百万円及び地域生活支援事業等(537億円)の内数
市町村内における家庭・教育・福祉の連携促進、地域支援対応力の向上を図るため、発達障害、医療的ケア児等について協議を行う場の設置や福祉機関と教育機関等との連携の役割を担うコーディネーターを市町村に配置する。

また、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、教育分野や福祉分野における発達障害者支援指導者向けの研修カリキュラムについて検討・作成を行う。

(12) 共生社会の実現に向けた取組の推進

① 「心のバリアフリー」を広める取組の推進

地域生活支援事業等(537億円)の内数
様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を身近な地域で広めるための取組について拡充を図る。

② 障害福祉従事者等に対する共生社会の基本理念の普及啓発

13百万円(9百万円)
障害福祉従事者や事業経営者等が改めて共生社会の基本理念等を学び、それを実践につなげていくことを目的とした研修を実施する。

(13) 主任相談支援専門員の養成等

15百万円(14百万円)

地域における相談支援等の指導的役割を果たす主任相談支援専門員を養成するための研修を実施するとともに、主な配置先となる基幹相談支援センターにおける設置促進及び機能強化を図るための取組を実施する。

(14) 重度訪問介護利用者の大学等の修学支援

地域生活支援事業等(537億円)の内数
重度訪問介護の利用者が大学等に修学するに当たって必要な身体介護等を、大学等における支援体制が構築されるまでの間において提供する。

- (15) 障害者施策に関する調査・研究の推進 10億円(4億円)
障害者施策全般にわたり解決すべき課題について、現状と課題を科学的に検証・分析し、その結果を政策に反映させていくため、調査・研究等への補助を拡充する。

○ 障害児・障害者の自立及び社会参加の支援等

- (1) 芸術文化活動の支援の推進 3.7億円(2.8億円)
(うち地域生活支援事業等71百万円(71百万円)ほか)

障害者文化芸術活動推進法の施行を踏まえ、芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)を通じた障害者の社会参加を一層推進するため、地域における障害者の芸術文化活動を支援(相談、研修、ネットワークづくり等)する仕組みの強化を図るとともに、全国に展開する。また、全国障害者芸術・文化祭開催県にコーディネーターを配置し、各地域でのサテライト開催との連携促進を図る。

- (2) 障害者自立支援機器の開発の促進【一部新規】 1.8億円(1.5億円)
多様な障害者のニーズを的確にとらえた障害者自立支援機器の開発・実用的製品化の促進を図るとともに、導入好事例の公表などによる実用的製品の普及促進を行う。

- (3) 視覚障害者等の読書環境の向上【一部新規】
3.9億円(1.8億円)及び地域生活支援事業等(537億円)の内数
マラケシュ条約の承認や著作権法の改正を踏まえ、障害者の読書環境を一層推進するため、障害者が利用しやすい図書の製作やインターネットを活用した提供を促進するとともに、地域の障害者に対する ICT 機器の活用支援を行い、情報アクセシビリティの向上を図る。

- (4) 障害児・障害者の社会参加の促進【一部新規】
27億円(26億円)及び地域生活支援事業等(537億円)の内数
手話通訳や代読・代筆技術の向上、盲ろう者向け通訳・介助員養成の支援、電話リリーサーサービスや失語症者向け意思疎通支援者の派遣の全国的な実施、身体障害者補助犬の育成、視覚障害者の防災意識の醸成のための解説付3次元地形模型の普及、中央障害者社会参加センターの機能強化等により、障害児・障害者の社会参加の促進を図る。

2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進

207億円（205億円）

（※地域生活支援事業計上分を除く）

（1）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【一部新規】

5.8億円（5.6億円）

（うち地域生活支援事業等5.3億円ほか）

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、住まいの確保支援を含めた精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。このため、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、都道府県等と精神科病院、その他医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進するとともに、新たに精神障害者に対する地域住民の理解を深めることを目的としたシンポジウムの開催等の普及啓発事業を実施する。

（2）精神科救急医療体制の整備

18億円（17億円）

地域で生活する精神障害者の病状の急変時において、早期に対応が可能な医療体制及び精神科救急情報センターの相談体制を確保するため、引き続き地域の実情に応じた精神科救急医療体制を整備する。

（3）災害時心のケア支援体制の整備

69百万円（62百万円）及び地域生活支援事業等（537億円）の内数

大規模自然災害・事故等における心のケアの対策を推進するため、引き続き災害時の危機管理体制を整備するとともに、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動能力を高める専門家の育成を行う。

また、災害などで生じる PTSD（心的外傷後ストレス障害）などに対する精神保健活動の充実に資する取組を推進する。

（4）心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療提供体制の整備の推進

180億円（180億円）

心神喪失者等医療観察法に基づく医療を円滑に行うため、引き続き指定入院医療機関を整備し、地域偏在の解消を進める。

また、指定医療機関の医療従事者等を対象とした研修や指定医療機関相互の技術交流等により、更なる医療の質の向上を図る。

(5) てんかんの地域診療連携体制の整備 15百万円(7百万円)
てんかんの治療を専門的に行っている医療機関を「てんかん診療拠点機関」として指定し、関係機関との連携・調整等の実施及び各診療拠点機関で集積された知見の評価・検討を行うため「てんかん診療全国拠点機関」を設け、てんかんの診療連携体制を整備する。

(6) 摂食障害治療体制の整備 14百万円(10百万円)
摂食障害の治療を専門的に行っている医療機関を「摂食障害治療支援センター」として指定し、関係機関との連携・調整等の実施及び各支援センターで集積された知見の評価・検討を行うため「摂食障害全国基幹センター」を設け、摂食障害の診療連携体制を整備する。

3 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進 5.0億円(4.1億円)
(※地域生活支援事業計上分を除く)

(1) 発達障害児・発達障害者とその家族に対する支援

地域生活支援事業等(537億円)のうち1.3億円(1.3億円)

発達障害児者及びその家族の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポートや発達障害児者の家族に対するペアレントトレーニング等を市町村において実施することを推進する。

(2) 発達障害の初診待機解消【一部新規】

地域生活支援事業等(537億円)のうち2.0億円(1.0億円)

発達障害児者の診断に係る初診待機の解消を進めるため、発達障害の医療ネットワークを構築し、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を行うための実地研修等の実施に加え、発達障害のアセスメントを医療機関以外の場所で実施し、診断を行う医療機関に適切に引き継ぐことで、医療機関での診療にかかる時間の短縮を図るとともに、その成果について効果検証を行う。

(3) 発達障害に関する理解促進及び支援手法の普及 1.4億円(1.4億円)

全国の発達障害者支援センターの中核拠点としての役割を担う、国立障害者リハビリテーションセンターに設置されている「発達障害情報・支援センター」で、発達障害に関する各種情報を発信するとともに、困難事例に係る支援をはじめとする支援手法の普及や国民の理解の促進を図る。

また、「世界自閉症啓発デー」(毎年4月2日)などを通じて、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい理解と知識の普及啓発等を行う。

4 障害者に対する就労支援の推進

14億円(12億円)

(※地域生活支援事業計上分を一部除く)

(1) 工賃向上等のための取組の推進

地域生活支援事業等(537億円)のうち2.9億円(90百万円)

一般就労が困難な障害者の自立した生活を支援する観点から、就労継続支援事業所などに対し、経営改善、商品開発、市場開拓や販路開拓等に対する支援を行うとともに、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築に向けたモデル事業を実施する。

また、共同受注窓口における関係者による協議体を設置し、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進することにより、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図る。

(2) 障害者就業・生活支援センター事業の推進

地域生活支援事業等(537億円)のうち8.1億円(8.2億円)

就業に伴う日常生活の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等による生活面の支援などを実施する。

また、就労継続支援事業の利用から一般就労への移行や、加齢や重度化による一般就労から就労継続支援事業の利用への移行など障害者の能力に応じた就労の場に移行できるようにするための支援を行う。

(3) 農福連携による障害者の就農促進

地域生活支援事業等(537億円)のうち2.7億円(2.7億円)

農業分野での障害者の就労支援に向け、障害者就労施設等への農業の専門家の派遣による農業技術に係る指導・助言や6次産業化支援、農業に取り組む障害者就労施設等によるマルシェの開催等の支援を実施する。

(4) 工賃等向上に向けた全国的支援体制の構築

12百万円(12百万円)

全国の工賃・賃金向上の実事例を収集し周知するとともに、工賃・賃金の一層の向上を目指す就労継続支援事業所を支援するモデル事業を実施する。

5 アルコール健康障害対策・薬物依存症対策・ギャンブル等依存症対策の推進	8. 2億円(6. 3億円)
--------------------------------------	----------------

○依存症対策の推進 8. 1億円(6. 1億円)

(1) 全国拠点機関における依存症医療・支援体制の整備

77百万円(69百万円)

依存症者やその家族等が適切な治療や必要な支援を受けられるよう、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の全国レベルの拠点機関において都道府県等の指導者の養成研修を実施するとともに、依存症の情報センターにおいてEラーニングによる情報発信等の強化を図り、依存症の医療・支援体制の整備を推進する。

(2) 地域における依存症の支援体制の整備【一部新規】 7. 0億円(5. 2億円)

依存症者やその家族等が地域で適切な治療や必要な支援も受けられるよう、引き続き都道府県等の人材養成や医療体制・相談体制の整備を推進するとともに、受診後の患者支援に係るモデル事業について民間団体の支援員を招いた院内ミーティングの開催などの拡充や新たに専門医療機関の認知度向上のための普及啓発等事業を実施する。

また、依存症の実態解明や地域での現状・課題に関する調査を実施するとともに、依存症者やその家族等が地域の治療や支援につながるよう、依存症に関する正しい知識と理解を広めるための普及啓発を実施する。

(3) 依存症問題に取り組む民間団体の支援

29百万円(18百万円)及び地域生活支援事業等(537億円)の内数

① 民間団体支援事業(全国規模で取り組む団体)

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症者やその家族等の支援について、全国規模で実施している自助グループ等民間団体における支援ネットワークの構築や相談支援体制の強化を図る。

② 民間団体支援事業(地域で取り組む団体)

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症者やその家族等の支援について、地域で実施している自助グループ等民間団体の活動(ミーティング活動や相談支援、普及啓発活動等)に関する支援を行う。

○アルコール健康障害対策の推進

17百万円（17百万円）

(1) アルコール健康障害対策理解促進事業

11百万円（11百万円）

アルコール関連問題啓発週間関係事業の開催やポスターの作成等により、アルコール健康障害に関する正しい理解の普及啓発を行う。

(2) アルコール健康障害対策連携推進事業

3百万円（3百万円）

都道府県のアルコール健康障害対策推進計画の策定を促すため、有識者（アドバイザー）等派遣や担当者会議を開催し、都道府県のアルコール健康障害対策を推進する。

6 東日本大震災及び熊本地震からの復旧・復興への支援

(1) 障害福祉サービス事業所等の災害復旧に対する支援（復興）

6.5億円（55百万円）

東日本大震災で被災した障害福祉サービス事業所等のうち、各自治体の復興計画で、平成31年度に復旧が予定されている事業所等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

(2) 障害福祉サービスの再構築支援（復興）

2.1億円（2.1億円）

被災地の障害者就労支援事業所の業務受注の確保、流通経路の再建の取組や障害福祉サービス事業所等の事業再開に向けた体制整備等に必要な経費について、財政支援を行う。

(3) 帰還困難区域等での障害福祉制度の特別措置（復興） 15百万円（15百万円）

東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等・旧避難指示解除準備区域等の住民について、障害福祉サービス等の利用者負担の免除の措置を延長する場合には、引き続き市町村等の負担を軽減するための財政支援を行う。

(4) 被災地心のケア支援体制の整備（一部復興）

3.4億円及び被災者支援総合交付金（190億円）の内数（19億円）

東日本大震災による被災者の精神保健面の支援のため、専門職による相談支援等を実施するとともに、帰還者の不安に対応する拠点の設置、自主避難者等への支援などを通じて、専門的な心のケア支援の充実・強化を図るとともに被災地の様々な心のケア活動に係る調査研究等を実施する。

また、熊本地震による被災者の専門的な心のケア支援についても引き続き実施する。